

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。昨日はですね、説明する席を間違えましてですね、自分の席から説明をさせていただきましたけれども、本日はですね、やっと質問席にたどり着くことができましたので、しっかりと質問をさせていただきたいと思います。

早速ですが、一般質問ですけれども、いじめ問題については、近年、大きな社会問題として取り上げられ、平成 2 3 年に滋賀県大津市の中学 2 年生のいじめにかかわる事案をきっかけとして、国は平成 2 5 年に、いじめ防止対策推進法を制定し、再発防止のための取り組みを行っておられるところであります。しかしながら、ことし 7 月 3 日に岩手県矢巾町の中学校 2 年の男子生徒が自殺し、その原因としていじめがあった旨の報道がなされております。いまだに痛ましい事故が続いておる状況で、誠に残念な状況にあります。この矢巾町においてもですね、他の町と同様に、このいじめに関する取り組みが行われていたにもかかわらず、なぜ事故が発生したのか。取り組みに問題はなかったのであろうか。今回のこの事案から得られた教訓を生かして、二度と同じような事故が起きないようにしていきたいものであります。

そこで、きょうは町として、いじめ防止対策の状況についてお伺いいたします。国や県は、いじめ防止対策推進について指針を示しておりますけれども、町でのいじめ防止対策はどうなっているか。また、中学校や各小学校ではどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

いじめ防止基本方針につきましては、町、小・中学校 4 校とも策定しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

それではですね、芦屋町のいじめ防止基本方針が示されているというふうに聞いておりますけれども、これの骨子、内容とはどういったものかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

四つの柱で構成しており、いじめ防止基本方針策定の意義、いじめの定義及び防止等に関する

平成 27 年第 3 回定例会（松岡泉議員一般質問）

考え方、いじめ防止等の対策、重大事態への対処となっております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

簡単な説明でありましたけれども、いじめを防止するための施策としてはですね、いじめを生まない環境づくり、それから、いじめの早期発見への取り組み。また、いじめが存在する場合、早期対応と継続的な指導の充実、地域、家庭との積極的な連携。また、関係機関との密接な連携のもとにいじめを防止する必要があるかと思えます。そういうことで、この基本方針に基づいてそれぞれ、町、それから学校で具体的な施策、取り組みが行われていると思えますけど、この件をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これが次の分と一緒にということよろしいでしょうか。（発言するものあり）

学校と連携して、次のような施策を打っています。①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取り組みの充実、③地域・家庭との積極的連携、④関係機関との密接な連携です。

学校では具体的にどのような取り組みを行っているかということで、いじめを生まない取り組みとして、①道徳教育・心の教育の推進、②児童生徒の人間関係づくりの促進、③家庭と連携した児童生徒の規範意識育成の促進、④集団活動や体験活動を活性化して、児童生徒相互の人間関係づくりを高める教育活動の取り組みを行っています。

また、いじめの早期発見の取り組みとして、①家庭との連絡帳による早期発見、②定期的な生活アンケート、月 1 回の実施、③教職員の生徒指導研修会での力量の向上を行っています。

さらに、地域・家庭との積極的連携として、①家庭用チェックリストの配布と活用の徹底、②学校、地域の生徒指導連絡協議会の設置と活動を行っているところでございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、施策が述べられましたけれども、県からですね、いじめ早期発見、それから早期対応の手引きというものが通達されているように聞いておりますけども、これはどういった内容かお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

県から出したものにつきましてはですね、今、学校が取り組んでおります具体的な施策、具体的な取り組み、そういうことを網羅的に書いてあるやつがございます、それをもとにして学校がそれぞれの取り組みをしていると。そういう内容でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

それではですね、続きまして、先ほどの説明の中で、アンケートを実施して、このいじめについての存在があるかないかということを確認められておられるかと思うんですけども、このアンケートの月 1 回実施している状況はいかかでしょうか。

それと現在ですね、芦屋町の各学校でこういったいじめの状況はどうかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

アンケートはですね、大体月 1 回やっているんですけども、中身は月 1 回県に報告する義務があるんです。月例報告というのがありますね、それにこれはいじめだけではございません。いじめ、それから暴力行為、暴力では、対教師だとか対物、生徒間暴力だとか、それから不登校、それからその他の非行という、大きくそのくらいのことで、毎月 1 回報告義務がありますので、その中にいじめが上がりましたら、それを書いて、そういうことです。それは報告ですから、その裏側の資料としてですね、子供たちのアンケートをとっている。

特に、中学校では過去のこともありますので、きちんととっておりまして、大体、無記名でとっておりまして、それに上がってきたものを先生方がすぐに対応していくということで、アンケートの扱いをしております。

それともう一つ、芦屋町のいじめの件数というお話でございますけれど、これはどうしまししょう、7 月とかそういう言い方をしまししょう、それとも 26 年度というどちらのほうよろしいですか。（発言する者あり）26 年度はですね、7 件あっております。中学が 1 件、小学校が 6 件、そういう形でありまして、7 月は、今月はゼロ、今年度はゼロということになっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

いじめの存在があるということでございますけども、その際ですね、校内いじめ問題対策委員会が月 1 回開かれるようになっているかと思うんですけど、これは実際に行われておりますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

定期的に行われております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

この問題対策委員会で話し合われた対策といったものは、いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

月 1 回、小・中学校の生徒指導担当、それから教頭も入ってですね、いじめのみならず、各学校の状況の報告をしております。その中でいじめがあったとか、現在も不登校の状況ですとかこういうこと、非行問題がありましたという話の情報交換。その中のメンバーがですね、今、申しましたように、生徒指導担当、教頭、臨床心理士、専門家も入っていますので、私も入っていますが。その中でそれぞれの行動に対して、こういう方法で解決しましょう。これはお互いに情報交換する中で、小学校と中学校は、やはり生徒指導の感覚が若干違うのでございますから、中学校からの生徒指導のいい方法を小学校が習ったり、また小学校のとり方のいいところは中学校が学んだり、そういう形でやっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

校内いじめ問題対策委員会ということで機能しているというふうに今、お伺いいたしました。

それではですね、いじめ問題という複雑でありますけども、インターネットを通じてですね、行われるいじめ問題がかなり取り沙汰されておりますけども、これについての取り組みはいかがですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

最近ですね、こういったインターネット、LINEとかですね、親が全く気がつかないというんですかね、子供のほうが詳しいということで、ついうっかり情報を流してしまって、数多くの方に漏れるといった形で、出てきている事案がふえているという報告があっています。このあたりにつきましては、学校のほうですね、生徒指導ということで、警察のほうから流れてきた情報の関係をですね、流したりして、児童・生徒に注意喚起を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

補足させていただきます。このネットの関係についてはですね、大変、我々、憂慮しております。各学校では専門家を入れた中で、ネット、その他の通信機器についての研修会、子供たちや保護者を交えた研修会をやっております。専門家を入れて。そういう形がまず1点。

それから中学生では、今度は中学校の玄関前に看板を掲げていますけど、生徒会が自分たちで、スマホについてはこういう決まりでしましようということをやっています。もともと芦屋町は平成20年に脱携帯をやりましたので、その中で使う場合は家庭でしっかり約束を守りましよう、そういう形でやっておりまして、今、課長答弁いたしましたけど、確かにLINEなどのことが若干ありますけれども、まだそれで大きな問題になっている実態はございません。けんかを仕掛けたとかいう話はあるんですよ。それは事前にさっき申しましたアンケートの中で出てきているものですから、教員が早めに対応してしまよう。そういう形で行っておりまして、まず今のところありません。

それから、もう一つはですね、教育井戸端会議というのをやっておりまして、ことしも6月でしたっけ、7月か。教育井戸端会議で、要するにスマホ等の取り扱いについて、地域の方々いろいろな方に入っていて、どうやったらいいのかというような話をさせていただいたところでは。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

このインターネットにかかわるいじめは、非常に発見するのが難しいし、指導のほうもですね、難しいかと思われまます。そういった中で、やっぱり家庭、地域の連携、それからこういった警察

平成 27 年第 3 回定例会（松岡泉議員一般質問）

機関を含めたですね、関係機関との密接な連携のもとにですね、しっかりと指導していただいて見守っていかねばならないと考えます。

次ですけれども、この基本方針の中にですね、町としてはですね、適切な学校評価、それから、教員評価をやるようになってきているかと思うんですけど、これは具体的にどのように行われておるかお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

学校評価というのは、大きく二つあるんですけど、一つは自己評価。学校の先生方、それから子供たち、保護者のアンケートと、それからもう一つは学校関係者評価というのがございます。

関係者評価というのは、学校評議員がおります。評議員が評価する。こういう二つがありまして、項目を細かくちょっと今は覚えていませんけども、その調査の項目を覚えていませんが、趣旨としては、子供たちの実態がどうだとか、先生方がどういうふう研修をやったとか、道徳の中でどういう形でそういう情報教育に関してやったとか、そういうアンケートの内容というふう承知しております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

各評価、それから教員評価が行われるようになっておりますので、これはですね、しっかりと評価していかないと問題点を抽出できないところがあるかなと思われまますので。多分ですね、中学校、それから小学校 4 校の状況を見てですね、どこがどうだという話は、多分、掌握されているかと思うんですけど、やはり、それぞれ地域で違う、また学校の実情、特性もあるかなと思われまますので、そこに通う子供たちの生活環境等もかかわってくる問題でありますので、しっかりとモニターしていただければ、ありがたいなと思います。

それから 6 項めに上げております、今回の事案ですけど、この矢巾町なんですけど、これについては事案ですので、私たち町とすれば教訓としてですね、自分たちの施策にどのように反映していくかということが重要じゃないかなと思われまます。それで、これについては、やっぱりですね、分析をしっかりやってですね、自分たちに反映するところをしっかりと定めていく必要があるかなと思います。今回ですね、この事案は先生と生徒の交換日誌が行われていて、そういったことで、子供たちの学校での生活環境等、状況を踏まえた中でですね、その状況を察知する一つのいい手段ではあるかと思うんですけども、最終的にはですね、最悪の事態になってしまったわけですけども、これについてですね、町としては、この事故に至った要因はどこにあるというよう

平成 27 年第 3 回定例会（松岡泉議員一般質問）

に推測されているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

第一に、情報の共有化ができなかったことであり、第二に、学校の生徒指導体制を含め、チーム、学校が機能していなかったことに尽きると思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

いじめというのはですね、気づき、判断しづらいという特質があつてですね、非常に疑いを持って、やっぱり関知していかなければ、この発見は難しいかなと思うんですけども。

それですね、文科省につきましても、やっとなですね、この事件が起こった後、ちょっと対応が遅いかなと思われまはすけど、今回の事案を踏まえて 8 月 17 日にですね、先ほど教育長が言われました行動問題調査ですかね。あれが、アンケートがその一部だと思うんですけど、そういうことで、本来であれば 6 月の状況のアンケートをとつてですね、その結果報告がなされるところでですけども、今回、文科省はそのいじめに対する調査のあり方、それから認識の違いですね。どちらかという、またあるんじゃないかということで、新たにですね、再調査を依頼、通知文書を流しております。そういうことで、やはりですね、そういった施策が十分に、まだ行き届いていないところもあるんじゃないかという懸念があるんじゃないかと思います。

そういう中で、町としてはですね、今回こういう事案が発生して、その後ですね、学校に対して指導、そういったものが新たにですね、行われたかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

新たな指導として、1 点目、学校での情報の共有化を図る。2 点目、報告・連絡・相談、ホウ・レン・ソウの徹底。3 点目、専門家の活用を図るなどを行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

そういうことで、学校全体、組織として対応するわけですが、やはり情報の共有化というのは一つの重要なポイントであることは間違いないかと思えます。

それではですね、今回の事案から得られた教訓を我が町の施策としてどのように反映されようとしているのか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

どういうふうに反映させるかという話でございますけど、今、既にやっていることを確実にやっていこうということに尽きるわけでございますけども。今、議員がおっしゃいましたように、文科省が調査のやり直しを命じたのは、いじめの認知が非常に難しいわけでございます。いじめに関するですね、定義もずいぶん変わってきてましてですね、かつてはいじめというものは、強い者が弱い者を一方的に、継続的に、身体的に、精神的にとというようなことは書いてありました。今はそれではないよと。いじめられた人がいじめられたと思ったのがいじめですよ。端的に言うと。そういう話に変わっていますから、非常にわかりにくいわけですね。それを子供がいじめられたというふうに訴えれば非常にいいが、なかなかそれが無い。

じゃあ誰が見つけるかという、第一義的には、私は学校の教員であろうと思います。そのために交換ノートをやったり、アンケートをとったり、そのアンテナをいかに高くするかということが先生の仕事。あわせて、それではやっぱりなかなかいかないので、保護者からも声が上がったり、それから担任以外の養護教諭だとか、臨床心理士といった専門家だとか、そういう方々のアンテナを高くしていく。早く発見するということは非常に大事なわけございまして、そのことが一番我々が求めているところでございます。ですから、学校の教員にもそういうことをよく言って、先ほども課長答弁いたしましたけど、いかに子供たちのアンテナを高く、早くとるかという、それは日ごろの教員の教育活動、生徒と児童と先生と信頼関係に尽きると思っています。ですから、この先生は私の、僕のために一生懸命やっている、この先生に相談したらいけるという信頼関係をつくるのが、まず第一だと思っていますので、そういうことを改めて、今までやっていることですから、改めてもう一度しっかりやりましょうと。

それともう一つは、そういうことがわかれば、早く皆で共有しましょう、先生が。だから中学校と小学校は若干違うんですが、小学校の場合どうしても学級担任制ですから、自分のクラスの子供と、中学校の場合は担任もいますけど、教科担任制でやりますから。どうしても先生方は何かいじめが起こったり、不登校が起こると自分のせいではないかと思ってしまう。そうじゃないよと。その背景たくさんありますから、それを早く情報を出して、皆で共有して、学校組織として対応していきましょうと。そういうことを改めて指導したところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、教育長が言われたところが、ポイントだと私も考えるわけですが、やはり矢巾町で起こった事案は芦屋の町でも起こる可能性は高いというふうに思われますので、いじめの問題というのは、非常に難しいし、子供たちの感性にかかわる事項であります。ただし、そこにかかわる教員の皆様方ですね、取り組みや対応、それにかかってくる所も非常に大きいので、やはりしっかりとですね、今回の教訓を、やはり我がものとしてですね、しっかり見据えて頑張っていたきたいなと思います。

最後にですね、町長の所信をいただきまして、この件については終わりたいと思いますが、町長お願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

松岡議員、芦屋町の子供たちのことに関しまして、いじめの観点のほうからいろいろ御心配いただき、質問をいただいておりますが、いつも我々は芦屋の町の子は芦屋で育てるということを、常々、発信しておるわけでございます。このいじめというのは、非常に、保護者ももちろんそうなんですが、芦屋町の住民の皆さんにとりましても、やはり、もし、今回のいろいろなことが芦屋の子であったならば、どう思うだろうかと。常々、言葉でいろいろな綺麗ごとを言っておるけど、なんだというふうに思われるのではないかとというふうに思うわけでありまして。

いじめには、やはり、いじめをする子といじめられる側というのがあるわけですが、いじめをする子というのを断定していいのかどうかというのがあるんですが、それをいじめるといふふうに自覚を持ってやっている子と、知らず知らずに言葉や行動でそれが相手にとっていじめに、そして捉えられたということがあろうかと思っております。それから、いじめを受けている子供のほうは、やはりその子のいわゆる家庭環境、友人環境、学校生活、そういうことで、そのことを一日の大半、子供たちは学校で過ごしておるわけでありまして、どのくらいそのことを教師が把握しておるのかということに尽きるわけでありまして。いろいろ関係機関という言葉が出てきたわけですが、やはり関係機関といっても、やはり一番は、今お話がありましたように、教師の資質にかかっていると思っております。このことがやはり、すぐピンとくる、感じるものがあれば、やはり、教育現場も計画し、早く行動するというこのことが一番大事なことはないかと思っております。

議員の冒頭の話にありました滋賀県大津市、岩手県矢巾町におけるいじめによる自殺、事件につきましても、何とも言いようのない痛ましいものであると思います。この二つの事件の学校、そして、教育委員会の対応はそれぞれの立場における保身、ことなかれ主義とそれに伴う隠蔽体質などによるいわゆる、いじめということについて真摯に向き合えなかったのではないかと、私は思う次第であります。その結果、大切な子供の命が奪われてしまいました。

このようなことを背景に、国においては、御存知のようにいじめ防止対策推進法が制定されたわけですが、また同時に教育委員会などの法改正が行われました。首長が主催する総合教育会議で、児童・生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずる恐れがある場合、この会議で協議、調整などを行うこととなります。このようなことを踏まえまして、子供たちが健やかに学び育っていき、かつ心豊かな人格を形成するための教育について、町を預かる責任者として教育委員会などへの指示、指導並びに協議を行い、このような事案が起こらない体制づくりをつくるのが私の責務ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

町長の所信のほう、誠にありがとうございました。実はですね、8月6日に教職員の研修会が行われまして、元兼九大大学院教授がですね、危機管理について講演されました。リスクの感度とクライシス・コミュニケーションと題しての講演でありました。私も参加させていただきました。この教授がおっしゃるには、良好な学校の要件として三つ掲げられました。危機に対する察知能力があることですね。これが一番大きいかと思います。やはり危機意識がなければ何を行うにしてもですね、行動は発せられないということになります。取り組みに当たっては組織全体での情報共有が重要じゃないかと。情報を共有されて全体で対応していく。全教員が当事者意識に立って行うということで、今までトップダウン形式であったんですけども、やはりですね一人一人が当事者意識に立って対応していくといった意識を醸成している学校が良好な学校ということで、3点を掲げられました。さらなる努力を重ねてですね、子供たちが安心して学業に専念できればと願っております。

以上を持ちまして1件目のほうはこれで終わらせていただきます。

続きまして、2件目は、今回、ごみの分別化と減量化対策についてお伺いしたいと思います。先般ですね、遠賀・中間地域行政事務組合の業務研修、まあ新人ですので、リサイクルセンターに行かせていただきました。その際ですね、資源化の処理状況を見学してきたわけですけども、その中でですね、3名のパートの従業員の方が、回収された多量のプラスチックごみの袋を一つ

平成 27 年第 3 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ずつ開けてですね、かなりたくさん量だと思うんですけども、この一つ一つを開けて、混入物を取り出しておられました。気の遠くなるような膨大な作業で、本当に、誠にびっくりした次第であります。自分の家の家庭ごみの排出を見ますとですね、本当に分別は適切にやっていたのだろうか、今さらながら反省したところでもあります。私たちのちょっとした気配りのある行動で、さらなるごみの減量化が実現できると思います。そして、この処理に関する経費はですね、確実に減少できる、低減できるというふうに考えております。

そこで、現在の町のごみ処理状況についてお伺いいたします。初めにですね、ここ 5 年間のごみの排出量と処理経費の状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの排出量と処理経費の状況について、答弁させていただきます。

芦屋町のごみの排出量につきましては、平成 22 年度 4,366 トン、23 年度 4,342 トン、24 年度 4,294 トン、25 年度 4,209 トン、26 年度 4,142 トンと年々減少傾向となっており、この 5 年間で約 7.67% の削減となっております。また、処理経費につきましては、広域事務組合に対して支出しております負担金の額で、平成 22 年度が 2 億 1,100 万円、23 年度 2 億 1,900 万円、24 年度 2 億 900 万円、25 年度 2 億 1,600 万円、26 年度 2 億 1,500 万円、5 年間の平均では 2 億 1,400 万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、お伺いしたところ、徐々にですね、排出量が減っているようにうかがえるわけですがけれども。

それではですね、住民、町民の皆様 1 人当たりの排出量はいかがになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

住民 1 人当たりの排出量でございますが、これは平成 22 年度 1 日 771 グラム、23 年度 780 グラム、24 年度 782 グラム、25 年度 782 グラム、26 年度が 776 グラムとなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、お伺いしたのが実情ではないかと思うんですけど、私の家でも 5 年間何ら変わらずごみを出し続けております。そういう意味からしたら、大きな変化はないんじゃないかな。人口が減っています関係で、若干の排出量は減っているかというふうに判断されます。そういうことで、我が町の排出量はここ数年変わらない、横ばい状態にあるのではないかと思います。

それではですね、今度は経済的な問題なんですけど、遠賀・中間地域の行政組合に対する負担金の算出方法、今、負担金についてお話がありましたけども、この算定方法はどうなっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

遠賀・中間地域広域行政組合に支払う負担金でございますが、ごみ排出に係る経費、これはリレーセンター、それとリサイクルプラザ、それと岡垣にある最終処分場。それらに係る総経費からごみ処理施設使用料、これは住民の方からいただく分、それと収集運搬手数料、これは指定袋の使用料、販売代金です。それからリサイクル資源売り払い等の収入を差引いた額、これを中間市、遠賀郡 1 市 4 町で案分して負担金として支出しております。この負担金の案分方法は、負担金合計額に対して 10% は 1 市 4 町で平等割をしております。それと 20% はそれぞれの町の人口割、残り 70% をそれぞれの市町村が投入するごみの量で案分しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

ありがとうございました。

やはり、ごみを排出するに当たってはですね、今の施設を利用する金額、使用料でですね、かなりの金額を、町の経費を使っているということになるかと思います。平成 19 年からはですね、この燃えるごみ等含めてですね、ごみの処理を北九州市に委託をしているそうであります。この北九州市の委託料はいくらになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

北九州市に委託しておる燃えるごみの処理委託料でございますが、トン当たり 2 万円でございます。これは平成 19 年度から同額で契約をしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、ありましたように、トン当たり 2 万円を拠出しているということで、かなりのですね、このお金を使わせてもらっている状況にあると思うんですが、現在そういうことで、この経費削減に努力していく必要があるかと思うんですけども、町としてはですね、これのごみに関しての分別化、減量化の取り組みは、今、どのように推進しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町では、平成 22 年度に芦屋町ごみ減量化計画を策定し、ごみの減量 3 R の促進に取り組んでいます。また、ごみの分別化、減量化につきましては、平成 25 年 8 月に 1 市 4 町で家庭ごみ分別ガイドブックを作成いたしまして、各御家庭に配布してごみの減量化、資源化に向けた協力をお願いしております。この中で、循環型社会の形成を推進するための 3 R、ごみを出さないリデュースというもの、それと繰り返し使用するリユース、それと再生利用するリサイクル。この三つの 3 R や、生ごみの大体 80% は水分といわれていますので、生ごみを出す際には、水切りの徹底やコンポストによる生ごみを堆肥化にして、ごみの減量化をするということも進めております。

家庭ごみの分別については、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、瓶・缶、プラスチック製容器包装の 5 種類について、それぞれの指定袋で収集していますが、ペットボトル、紙パック、食品トレイ、ペットボトルキャップ、乾電池、それと小型家電製品、古着等の資源物については、役場、公民館及びコンビニ等、町内 15 カ所に設置している拠点回収ボックスで回収し、リサイクルを進めております。

また、ごみの減量、資源の有効利用及び環境の美化を向上、推進するために、資源物の集団回収を実施する団体に対して奨励金を交付しております。また、庭木の剪定枝や草等についても、管内のリサイクル施設を利用させていただくように周知しております。また、生ごみの減量化と資源化を推進するために、コンポスト等の購入補助及びダンボールコンポストの利用講座を開催し、利用者の拡大に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。

今ですね、その中で、生ごみの処理についてはですね、水を切ってというような話もあるんですけど、町としてですね、このコンポストに対してですね、補助をされている。これについての利用状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

生ごみが燃えるごみに占める割合というのは大体 3 割といわれております。また、その 80% が水分となっているため、この生ごみ対策がごみの減量化に大きく影響があると考えております。このため、ごみの減量化及び資源化の促進を図るために生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱を定め補助を行っております。

最近 5 年間の利用状況でございますが、生ごみ処理容器は電動式を含む容器を 37 個、ダンボールコンポストについては 246 個。このうちダンボールコンポストについては、平成 23 年度から補助を開始し、利用促進のためダンボールコンポスト利用講座を町内の公民館で開催し、4 年間で 108 世帯の参加がっております。

また、小学校においても「循環生活のすすめ」と題しまして、ダンボールコンポストの実習を行うなど取り組んでおりますが、年間の平均個数は、コンポスト容器が 7 個、ダンボールコンポストが 61 個、それと発酵促進剤というものがありますが、それが 40 個となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

この利用についてもですね、やはり住民の皆様にはですね、活用していただいて、さらなる減量化が図られればというふうに考えます。それで、この減量化に対する施策は講じられているわけですけど、今まで行ってきて、この実績に関しての効果をごどのように捉えているのか伺いたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

取り組みの効果でございます。先ほど松岡議員さんもおっしゃられたように、ごみの排出量は最近年々減少傾向と説明いたしました。これは、先ほど人口 1 人当たりの排出量では、大体、今、780 グラムと一定量になっているため、ごみの排出量が減少というのは、人口減によるもので、実際に出されているごみが減っている状況ではないというふうに我々も判断しております。

ただ、平成 19 年度に燃えるごみの処理を北九州市に委託した際には、処理費用が 1 トン当たり 2 万円という額になるということもありまして、1 市 4 町でごみの減量化に取り組んでおります。その結果、19 年度の排出量、芦屋町の排出量は 4,927 トン、これは前年度 5,479 トンに比べますと大体 10.1% と大きな削減効果を生んでおります。その翌年も前年度比、19 年度と比べますとマイナス 5.5% の減というふうに、年々ごみ減量化の取り組みの効果というのは生まれておりますが、ここ最近の 5 年間では、先ほど申しましたように、大体 780 グラムと一定の量を推移しているというふうに考えております。

このことから、ごみ削減の取り組みの効果というは平成 19 年度以降の効果を維持しているというふうには考えておりますが、ごみの資源化、プラスチック包装容器であったり、小型家電製品であったり、そういったごみの資源化の観点ではごみの再生利用率というものがありますが、これも年々減少傾向となっております。これは再生利用率というのは、上がるほうがごみとして出さなくて、資源として多く利用されるということになりますので、さらなる対策が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、課長がおっしゃったようなことだと思うんですけど、最後にこの資源化のところの問題だということなんですが、これについてのまだ新たな取り組みについては、検討中ですよ。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの資源化に関しては、今、松岡議員さんが視察に行かれたリサイクルプラザで、瓶・缶とか拠点資源物の回収、プラスチック製容器包装等に取り組んでおります。それと町では集団回収によって、紙類、瓶・缶それと布類、廃食用油等に取り組んでおりますが、今、役場で拠点回収ボックスを設置しておりますけれど、その中で来年度から古紙の回収に取り組む予定でございますので、また皆さんに周知をして取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。今、古紙の回収ということで新たな取り組みも行われるということですので、そういった資源についてはですね、しっかりと回収していただいて、ごみを減らす方向でですね、町の経費は少なくしても、少なくなっていくように頑張っていたきたいと思います。

ただし、この 5 年間というのはほとんどですね、人口が減少して排出するごみが減った程度状況にあるということで、認識をしますので、新たにですね、やっぱり、私の家がそうでありますように、もう一度反省をしなければなりません、もう一度ですね、この分別要領等については、家庭のほうにそういった書類については、一応周知はされておるかなと思うんですが、改めてこれについては、町のほうからですね、呼びかけていただいて、その周知徹底を図っていただきたいと思います。

なおですね、これも数年前にいただいてそのままの状況にありますので、これについてはですね、やっぱり定期的なアナウンスで、ごみについてもですね、環境関係もしっかりとですね、サポートしていただくようお願いしたいと思うんです。そういうことで定期的なこのアナウンスというのは非常に重要じゃないかと思います。それと、やっぱり町民のみなさんに、御理解と御協力をいただいて、基本的な事項であります、生ごみを出す際の水分の切り取りとかそういったところをですね、もう一度厳守していただけるような取り組みもいるかと思います。

それと、せっかくこの生ごみの処理に関して、町が企画しておりますこの補助金制度を利用していただけるような、また問題がある場合にはそれを是正していただいて、このコンポストの利用、生ごみの減少の取り組みをですね、しっかりやらなければいけないと考えます。資源ごみの積極的な回収、これが今のところ大きな問題となっておりますけれども、この取り組みについてもですね、頑張っていかなければならないと考えます。そういうことで少なくとも町の経費、無駄遣いをしないようにですね、全員で頑張っていきたいと思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。